



貸付は繰り上げて返済できる？

共済組合から貸付を借りていますが、繰り上げて返済することはできますか？

A 繰り上げての返済は可能です。貸付と同様に、物資立替払も繰り上げて償還することができます。方法としては、貸付を一括で償還する「**全額償還**」と、一部を繰り上げて償還する「**一部繰上償還**」の2つがあります。左上の償還表を例にご説明します。

平成 23 年 2 月に
全額償還する場合の金額
2 月の給与天引き償還後の
未償還残高分
1,853,294 円

平成 23 年 2 月に償還
6 回分を一部繰上償還
する場合の金額
平成 23 年 3～8 月償還
予定額の元金分
89,630 円

償還年月	償還額(円)			未償還残高(円)
	元金	利息	合計	
23 2	14820	4233	19053	1853294
23 3	14854	4199	19053	1838440
23 4	14888	4165	19053	1823552
23 5	14921	4132	19053	1808631
23 6	14955	4098	19053	1793676
23 7	14989	4064	19053	1778687
23 8	15023	4030	19053	1763664

手続き

所属所の共済組合事務担当課へ繰上償還したい旨を申し出ていただく、所属所から共済組合へ書類が提出されます。

共済組合への書類の締切は**毎月5日**(締切日が祝日の場合は、その前営業日)となっております。上の例のように平成23年2月に繰上償還したい場合は、平成23年2月5日が土曜日のため、2月4日までに共済組合へ書類が届くように共済組合事務担当課へ申し出てください。あわせて、2月中にご本人から共済組合貸付経理の口座(物資立替払の場合は物資経理の口座)へ償還額を振り込んでいただきます。

ご注意

- 住宅貸付及び物資立替払の一部繰上償還の場合の償還回数は、**6の倍**数となるようにしてください。
- 一部繰上償還をすることによって、償還開始から償還終了までの期間が**10年に満たなくなると、以降、共済組合から「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」が発行されなくなります。**同証明書によって住宅借入金等特別控除を受けている方は、ご注意ください。

